

旧誠道小学校の体育施設の利用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、境港市誠道町2062番地に所在する旧誠道小学校の体育館及び運動場（以下「体育施設」という。）を、支障がないと認められる期間に限り、市民団体が利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 体育施設の管理は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

（利用団体）

第3条 体育施設を利用することができる市民団体は、原則として次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、委員会が特に適当と認める場合にあっては、この限りではない。

（1）団体の代表者が市内に住所を有していること。

（2）市内に在住し、在勤し、又は在学している者10人以上で構成されていること。ただし、体育施設の利用の状況を考慮して委員会が適当と認める場合にあっては、この限りではない。

（3）成年者である責任者又は指導者が構成員に含まれていること。

（利用の範囲及び優先利用）

第4条 体育施設の利用は、次に掲げる目的又は事業を対象とする。

（1）社会教育上有益と認められるものにして、委員会又は市において、主催、後援又は協賛をするもの

（2）旧誠道小学校統合後の余子小学校における課外活動、その他学校活動に係るもの

（3）その他市民の教養の向上、福祉の増進に寄与するもの

2 委員会は、前項第1号又は第2号に規定する利用の場合にあっては、当該各号に定める利用を優先するものとする。

（利用日時等）

第5条 体育施設の利用日及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。

（1）利用日 12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日

（2）利用時間 午前8時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に体育施設の利用日及び利用時間を変更することができる。

（利用の登録申請）

第6条 体育施設を利用しようとする団体は、あらかじめ旧誠道小学校体育施設利用団体登録申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない

い。

- 2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、旧誠道小学校体育施設利用団体登録証（以下「登録
証」という。様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定による審査の結果、利用を不相当と認めるときは、
理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、第2項の規定による利用登録を受けた団体（以下「利
用登録団体」という。）が、当該登録事項を変更しようとする場合における
変更の手続きについて準用する。
- 5 委員会は、体育施設の利用日時の予約を、利用日の属する月の前月の初
日から受け付け、各利用登録団体が教育総務課に備え付けられた旧誠道小
学校体育施設利用予定表（様式第3号）に記入することにより行うものと
する。

（利用登録団体の登録取消）

第7条 委員会は、利用登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、
登録証の登録を取消すこととする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合
- (2) 月1回以上の定期的なスポーツ活動を行わなくなった場合
- (3) 虚偽による申請又は不正な手段で登録を受けた場合
- (4) 虚偽又は不正な手段で体育施設を利用した場合
- (5) 登録団体より取消しの申し出があった場合

（実費負担）

第8条 体育館を午後5時以降に利用する団体は、1回につき電気料金実費
相当額330円を負担しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、体育館の利用が次の各号のいずれかに該当す
るときは、委員会は電気料金実費相当額を免除するものとする。
 - (1) 児童又は生徒を対象とした団体の利用である場合
 - (2) 前号に掲げるほか、委員会が特別の理由があると認める場合
- 3 体育施設のうち、運動場の利用については、無料とする。

（利用譲渡の禁止）

第9条 利用登録団体は、その権利を他人に譲渡してはならない。

（原状回復の義務）

第10条 利用登録団体は、体育施設の利用を終了したときは、利用した体育
施設を原状に回復しなければならない。

（弁償）

第11条 利用登録団体は、体育施設又はその附属物を毀損し、若しくは備品
その他の物件を滅失損傷した時は、事由のいかんを問わず委員会が定める

損害賠償を弁償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員会は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、施行日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為を行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に誠道小学校の教育施設使用許可証を受けている団体は、この要綱による利用登録団体とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。